

【案件2】「地域の拠点」の役割の検証

〔審議案件〕

1. 現況の住民センターの現状と課題、それらの解決策・支援策（案）

（別紙）

2. 関係課の意見（R2.1.22 集約）

①管理運営

○市内43カ所の住民センターの指定管理者を自治会に指定し、管理運営している。

⇒・自治会活動の場としての維持には、維持管理費や施設改修費に対する助成制度が必要。

・移譲に際しては、地縁団体の認可登録が望ましいが、他の方法も含めて調査研究を行う。

・移譲を受け入れられない施設については、他の利用方法等を検討する。

（地域まちづくり支援課）

②指定避難所

○避難所として指定（公共の避難所52箇所中36箇所）

⇒・小中学校や体育館のみならず地域の住民センター施設は指定避難所として必要である。災害時の避難所としての開放等について当該地域との災害協定を締結するなどの手法を用いる。

（危機管理課）

③狂犬病予防注射

○会場27箇所中、26箇所を住民センター前の広場で実施

⇒・場所の分かりやすさから住民センター前の広場を利用しているもので、建物の利用はない。住民センターが存在しなくなれば、他の目印となる場所を選定する。

（生活環境課）

④紙パック・廃乾電池の拠点回収

○35箇所の住民センターに回収ボックスを設置し、定期的に回収している。

⇒・住民センターが存在しなくなれば他の公共施設等を活用し、拠点収集を行う。

（資源対策課）

⑤小地域ネットワーク活動推進事業（社会福祉協議会補助事業）

○ひとり暮らし高齢者食事会、ミニデイサービス活動、地域リハビリ活動、いきいき健康教室（市立保健センター共同事業）、まちなかサロン活動、まちなかカフェ活動、子育てサロン活動等、12校区（地区）福祉委員会が中心となって地域の福祉活動を実施。

⇒・校区（地区）福祉委員会の活動には、事務所・活動の拠点が必要であるが、現在、半数の校区で独自の拠点が無い。

（市民福祉課）

⑥介護予防

○こつこつゆうゆう体操（全5箇所）

○のびのび体操（全7箇所）

○いきいき健康教室（全5箇所）

社会福祉協議会に委託し、介護予防のための講話と簡単な運動を実施。

- ⇒・以前は保健センターでの実施であったが、市民から地域に出向いてほしいとの要望で、住民センターでの実施となった。
- ・住民センターが地域に移譲された場合は、地区での使用頻度が向上することにより、住民センターを有料使用となっても、介護給付の低下により介護保険料の低下につながるものとする。

（介護保険課）

⑦選挙の投票所

○選挙に伴う投票所として活用（投票所22箇所中19箇所）

- ⇒・小学校での代替は可能と考えるが、現状、住民センターが市の施設であるため活用している。（ただし、体育館に空調設備が設置されていないことがネックになる。）住民センターが地域移譲されるのを機に投票所数を減らしたいが、不便になることへの反対意見も想定される。

（行政委員会事務局）

⑧社会教育団体（子ども会、婦人会、文化協会 等）の活動拠点

- ⇒・市が所管している社会教育団体では、住民センターを利用していない。

（生涯学習推進室）